

東京大学大学院総合文化研究科自然科学図書室規則

東京大学大学院総合文化研究科・
教養学部教授会

制定 平成16年3月18日

改正 令和6年10月17日

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第13条第2項の規定に基づき、東京大学大学院総合文化研究科自然科学図書室（以下「自然科学図書室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 自然科学図書室は、東京大学大学院総合文化研究科（以下「総合文化研究科」という。）における研究及び教育に資するため、図書その他の資料（以下「図書室資料」という。）を収集し、その有効な利用を図るとともに、これに必要な施設及び設備を維持し、運営することを任務とする。

(運営委員会)

第3条 自然科学図書室の運営に関する重要事項を審議するため、東京大学大学院総合文化研究科自然科学図書室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長の選出並びに運営委員会の組織及び運営については、別に定める。
- 4 委員長は、自然科学図書室の管理及び運営を総括する。

(施設)

第4条 自然科学図書室に次の施設及び設備を置く。

- (1) 閲覧室
 - (2) 書庫
 - (3) 複写設備
 - (4) 前各号に掲げたもののほか、自然科学図書室の任務を達成するために必要な施設及び設備
- 2 前項の施設又は設備の運用については、別に定める。

(利用)

第5条 自然科学図書室の開室日、利用方法等については、別に利用規則で定める。

第6条 自然科学図書室の利用者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本学の教職員、学生、研究生、聴講生及び名誉教授
- (2) 広域科学専攻の研究室にて、研究・事務の補助を行うことが同専攻で認められた者
- (3) 本学の元教職員
- (4) 本学の卒業生及び修了者
- (5) 他大学の教職員及び学生
- (6) 前各号に掲げたもののほか図書室資料の利用を申し出た学外者

第7条 自然科学図書室の利用者は、利用規則に従わなければならない。

2 運営委員会は、前項の規則に違反し、又は自然科学図書室職員の指示に従わない者に対して、自然科学図書室の利用を停止し、又は退室を命ずることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月17日から施行する。